
令和 8 年 6 月

砺波市議会定例会議案

令和 8 年 6 月 8 日

砺波市議会 6 月定例会

令和8年6月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第31号	令和8年度砺波市一般会計補正予算（第2号）	1
2	議案第32号	令和8年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算 （第1号）	4
3	議案第33号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	6
4	議案第34号	砺波市印鑑条例の一部改正について	9
5	議案第35号	砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の 一部改正について	10
6	議案第36号	財産の処分について（工業用地）	13
7	報告第4号	歳出予算の繰越しについて（一般会計）	14
8	報告第5号	支出予算の繰越しについて（水道事業会計）	17
9	報告第6号	支出予算の繰越しについて（下水道事業会計）	19
10	報告第7号	専決処分の報告について	21
	専決処分第6号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定 について	21

議案第31号

令和8年度砺波市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度砺波市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,985,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,793,824	8,888	2,802,712
	2 国庫補助金	608,598	8,888	617,486
15 県支出金		1,834,703	11,085	1,845,788
	2 県補助金	904,866	11,085	915,951
18 繰入金		2,016,337	△ 19,600	1,996,737
	1 基金繰入金	2,016,337	△ 132,995	1,883,342
	2 特別会計繰入金	0	113,395	113,395
19 繰越金		111,296	31,289	142,585
	1 繰越金	111,296	31,289	142,585
20 諸収入		1,144,459	2,400	1,146,859
	6 雑入	373,030	2,400	375,430
補正されなかった款項に係る額		17,050,658	—	17,050,658
歳入合計		24,951,277	34,062	24,985,339

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		7,544,720	51,465	7,596,185
	1 社会福祉費	2,883,377	11,500	2,894,877
	2 児童福祉費	4,505,733	39,965	4,545,698
6 農林水産業費		888,466	2,197	890,663
	1 農業費	254,850	2,197	257,047
7 商工費		1,318,623	△ 19,600	1,299,023
	1 商工費	1,318,623	△ 19,600	1,299,023
補正されなかった款項に係る額		15,199,468	—	15,199,468
歳 出 合 計		24,951,277	34,062	24,985,339

議案第 3 2 号

令和 8 年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 3 6, 8 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 5 6, 5 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		19,600	△ 19,600	0
	1 一般会計繰入金	19,600	△ 19,600	0
4 財産収入		0	956,495	956,495
	1 財産売払収入	0	956,495	956,495
補正されなかった款項に係る額		100	—	100
歳入合計		19,700	936,895	956,595

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		4,000	113,395	117,395
	1 事業費	4,000	113,395	117,395
2 公債費		15,700	823,500	839,200
	1 公債費	15,700	823,500	839,200
補正されなかった款項に係る額		—	—	—
歳出合計		19,700	936,895	956,595

議案第 33 号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例（平成 16 年砺波市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 30,000 円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000 円とする。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「660,000 円」を「670,000 円」に、「並びに同条第 4 項本文」を「、同条第 4 項本文」に改め、「170,000 円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 30,000 円を超える場合には、30,000 円）」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 924 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 42 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 588 円

(イ) 特定世帯 294 円

(ウ) 特定継続世帯 441 円

第 23 条第 1 項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 660円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

(イ) 特定世帯 210円

(ウ) 特定継続世帯 315円

第23条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 264円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 168円

(イ) 特定世帯 84円

(ウ) 特定継続世帯 126円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 198円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 330円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 528円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 660円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

砺波市印鑑条例の一部改正について

砺波市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市印鑑条例の一部を改正する条例

砺波市印鑑条例（平成 16 年砺波市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 中「個人番号カードをいう。」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加え、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について

砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月8日 提出

砺波市長 夏野 修

砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成25年砺波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家等」を「空家等」に改める。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条―第15条」を「第9条―第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に改める。

第1条中「空き家等の適正管理」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等の適正管理」に、「空き家等に関する」を「空家等に関する」に改める。

第2条第1号中「空き家等」を「空家等」に、「空き地」を「空地」に改め、同条第2号中「空き家等」を「空家等」に改める。

第3条及び第4条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第5条第1項中「のっとり」を「基づき」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条第2項及び第3項中「空き家等」を「空家等」に改める。

第6条第1項中「のっとり」を「基づき」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条第2項中「空き家等」を「空家等」に改める。

第7条第1項中「のっとり」を「基づき」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条第2項中「空き家等」を「空家等」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条の見出し及び同条中「空き家等」を「空家等」に改め、第4章中同条を第17条とする。

第15条第1項中「空き家等」を「空家等」に改め、第3章中同条を第16条とする。

第14条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項第2号中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「前条第2項」を「第7条第2項」に、「空き家等」を「空家等」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第9条とする。

第2章中第7条の次に次の1条を加える。

(空家等対策計画)

第8条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画（次項において「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、協議会を設置するものとする。

第2条 砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第12条」に、「第17条」を「第13条」に、「第18条・第19条」を「第14条・第15条」に改める。

第2条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第11条及び第12条を次のように改める。

(管理不全空家等に対する措置)

第11条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をするものとする。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置について勧告するものとする。

(特定空家等に対する措置)

第12条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し必要な措置

をとるよう助言又は指導をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、期限を定めて必要な措置をとることを勧告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置をとることを命ずるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせるものとする。
- 5 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、その措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせるものとする。この場合において、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 6 市長は、前項の措置を講じた後に、命令対象者を確認又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収するものとする。
- 7 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項の規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせるものとする。

第13条から第16条までを削り、第4章中第17条を第13条とし、第5章中第18条を第14条とし、第19条を第15条とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

議案第36号

財産の処分について

工業用地として、次のとおり財産を処分する。

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 処分する財産
土地 所在地 砺波市下中条100番2及び105番1
面積 43,085.38平方メートル
- 2 処分価額 956,495,436円
- 3 処分の相手方 東京都千代田区大手町一丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー23階
株式会社KOKUSAI ELECTRIC
代表取締役 塚田 和徳

報告第4号

歳出予算の繰越しについて

令和7年度砺波市一般会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和7年度砺波市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					一般財源
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	未収入 地方債	未収入 その他	
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業費	24,356,700			14,343,000			10,013,700
		企画費	3,960,000					3,960,000	
		防犯対策費	3,410,000		2,182,000			1,228,000	
		防災対策費	24,225,000		12,100,000			12,125,000	
	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍等事務費	1,848,000		1,848,000				
		住民基本台帳等事務費	5,500,000		5,500,000				
	7 交通対策費	バス運行費	145,164		73,000			72,164	
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉サービス費	3,630,000		1,815,000			1,815,000	
		多世代交流施設管理運営費	63,000,000			56,700,000		6,300,000	
		老人福祉施設整備費	4,226,200					4,226,200	
	2 児童福祉費	保育所費	318,000		204,000			114,000	
		保育実施委託運営費	1,614,600		1,034,000			580,600	
		認定こども園費	1,396,200		894,000			502,200	
	3 生活保護費	生活保護自立支援費	330,000		330,000				
4 衛生費	2 環境対策費	斎場管理運営費	109,535,000			98,500,000		11,035,000	
		エコ推進事業費	15,500,000		9,920,000			5,580,000	
	3 繰出金	病院事業会計費	132,500,000		84,800,000			47,700,000	
		水道事業会計費	33,860,000		19,338,000			14,522,000	
6 農林水 産業費	1 農業費	有害鳥獣等予察等事業費	2,020,000			1,584,000		436,000	
		園芸振興対策費	1,106,000		553,000			553,000	
	3 農業土木費	かんがい排水事業補助費	43,392,502			7,600,000	35,000,000	792,502	
		土地改良総合整備事業補助費	70,114,000				61,600,000	8,514,000	
	国営附帯農地防災事業費	39,997,200				39,900,000	97,200		
7 商工費	1 商工費	地域経済回復事業費	301,589,398		193,014,000			108,575,398	
		観光振興戦略事業費	3,492,500					3,492,500	
		観光地整備事業費	7,238,000			7,200,000		38,000	
		観光宣伝事業費	1,671,000		835,000			836,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持修繕費	9,510,875		5,230,982		3,700,000	579,893	
		市道改良事業費	1,308,876		718,240		500,000	90,636	
		雪寒地域道路防雪事業費	26,029,000		5,061,000		11,800,000	9,168,000	
		除雪対策費	12,000,000		8,000,000		4,000,000		
	3 河川費	溢水対策事業費	31,100,000		5,650,000	7,920,000	11,800,000	5,730,000	

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特 定 入 金	財 源 地 方 債	所 の 他	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	街路事業費	4,051,020						4,051,020
		出町東部第3土地区画整理事業費	5,000,000						5,000,000
		砺波チューリップ公園再整備事業費	49,208,954		24,604,477		24,100,000		504,477
		庄川水記念公園再整備事業費	20,500,000				20,500,000		
		下水道会計事業費	1,492,150						1,492,150
9 消防費	1 消防費	消防団機械等整備費	19,447,000				19,200,000		247,000
10 教育費	2 小学校費	スクールバス運行費	19,851,700		3,900,000		15,100,000		851,700
		3 中学校費	中学校再編整備事業費	20,328,000					20,328,000
	5 社会教育費	文化財保護事業費	350,000						350,000
		郷土資料館管理運営費	406,000						406,000
	6 保健体育費	体育施設費	4,048,000						4,048,000
		給食センター運営費	16,286,000		10,423,000				5,863,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地農業施設災害復旧事業費	251,868,050		48,890,000				202,978,050
合 計			1,392,761,089		446,917,699	31,447,000	409,600,000		504,796,390

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏野 修

報告第5号

支出予算の繰越しについて

令和7年度砺波市水道事業会計予算に係る設備改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和7年度砺波市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による設備改良費の繰越額
(設備改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	設備改良費	配水設備改良費	517,098,000	404,535,232	61,270,000	0	0	61,270,000	51,292,768	0	県管理の一級河川祖父川の河川占用協議に不測の日数を要したことで、年度内完了が困難となったため

令和8年6月8日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第6号

支出予算の繰越しについて

令和7年度砺波市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和7年度砺波市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
(建設改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	一般会計出資金	損益勘定留保資金			
4 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業費	円 76,230,000	円 30,479,172	円 2,984,300	円 1,492,150	円 1,492,150	円 0	円 42,766,528	円 0	水害ハザードマップに合わせて表示する情報の調整及び協議に日数を要し、年度内完了が困難となったため
		特定環境保全 公共下水道事業費	円 521,750,000	円 355,473,172	円 2,810,200	円 1,405,100	円 0	円 1,405,100	円 163,466,628	円 0	ストックマネジメント計画に基づく事業の実施において、更新対象となるポンプの選定協議に不測の日数を要したため

令和8年6月8日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決 処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年月日
6	令和8年3月31日に 砺波市庄川町金屋地内 で発生した市有車の物 損事故	砺波市在住 1人	市が支払う額 188,947円	令和8年 5月19日